

# 大阪府青少年健全育成条例

一部改正

昭和五十九年三月二十八日 条例第四号  
昭和五十九年十一月二十二日 条例第五十七号  
平成三年十二月二十日 条例第四十二号  
平成十二年三月三十一日 条例第五十四号  
平成十五年三月二十五日 条例第十八号  
平成十六年三月二十日 条例第二十六号  
平成十七年十月二十八日 条例第一〇号  
平成一九年十一月二十六日 条例第九十二号  
平成二十年十一月二十四日 条例第八十五号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条 第九条）

第二章 社会環境整備のための規制等

第一節 営業に関する自主規制（第十条 第十二条）

第二節 有害な図書類等の販売等の禁止等（第十三条 第二十一条）

第三節 有害なインターネット利用環境の整備（第三十三条 第三十四条）

第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止（第三十五条 第三十九条）

第四章 雑則（第四十条 第四十五条）

第五章 罰則（第四十六条 第五十五条）

附則

## 前文

青少年が健やかに育つことは、府民すべての願いである。われわれは、青少年自らが、たくましい自立の力、やさしい心、豊かな創造性を身につけて、互いに助けあい、社会の発展と人類の幸福に貢献する人間に成長することを心から希望し、期待する。同時に、青少年を取り巻く環境が大きく変化の中で、彼らをささえ、みちびくことは、社会全体の責務であることを改めて自覚するものである。

われわれは、大阪の誇りの自由と進取の伝統を大切にしつつ、府民のすべてが、それぞれの立場で心身ともに健やかな青少年を育成することに努力したい。

ここに新たな決意をもって、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念を明らかにするとともに、府の基本施策を定めてこれを推進し、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

### （基本理念）

第二条 青少年は、社会の一員として尊重され、かつ、良好な環境の中で心身ともに健全に成長するよう家庭、学校、地域社会その他あらゆる生活の場において配慮されなければならない。

### （定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （一） 青少年 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- （二） 図書類 書籍、雑誌、絵画及び写真並びにレコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク、デジタルパーサイルディスク、映画フィルム、スライドその他これらに類するものをいう。
- （三） 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物をいう。
- （四） がん具 刃物類 がん具、刃物及びこれらに類するものをいう。
- （五） 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。
- （六） 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二一九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業のうち設備を設けて客に飲食させる営業及び同条第二号に掲げる喫茶店営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）以下「風適法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる営業を除く。）をいう。
- （七） 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な交際（会話を含む。以下この号において同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供する申込みにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

### （府の責務）

第四条 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に関する総合的な施策

を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、保護者（親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。）地域住民、学校並びに青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体と連携及び協力を行うものとする。

### （営業を営む者の責務）

第五条 物品の製造又は販売を業とする者、役務の提供を業とする者その他の営業を営む者は、その営業について、社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

### （保護者等の責務）

第六条 保護者は、青少年の規範意識、公共心及び自らと他者を大切にすることを醸成する等により、青少年を健全に育成することがその本来果たすべき責務であり、自らが青少年の模範となつて行動すべきことを自覚し、愛情ある環境の中で青少年を保護し、及び教育するよう努めなければならない。

2 青少年の健全な育成に関する活動を行う者は、自らが青少年の模範となつて行動すべきことを自覚し、その活動を通じて青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくることに努めるとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

### （府民の責務）

第七条 府民は、深い理解と関心をもつて青少年の健全な育成に努めるとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある社会環境及び行為から青少年を保護するよう努めなければならない。

### （府の基本施策等）

第八条 府は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- （一） 青少年が互いに友情や連帯を深めるようスポーツ、文化及び社会参加の活動を促すこと。
- （二） 青少年が諸外国の青少年と友好を深め、その視野を広げるよう国際交流を盛んにすること。
- （三） 青少年が健やかに育つよう心の通った地域社会づくりを進めること。
- （四） 青少年が愛情をもつてはぐくまれ、豊かな心を養つようあたたかな家庭づくりを助けること。
- （五） 青少年が自然と親しむ場や身近に集う場を整備し、その活用を図ること。
- （六） 青少年が情報社会において自律性や自主性をもつて対応できるようにするための取組を推し進めること。
- （七） 青少年の健やかな成長にふさわしい環境をつくり、青少年の非行を未然に防ぐための活動を推し進めること。
- （八） 青少年の規範意識を醸成するための取組を推し進めること。

2 知事は、前項の施策の実施についての総合的な計画を策定しなければならない。  
(適用上の注意)

第九条 この条例は、府民の自主的な活動を尊重しつつ青少年の健全な育成を図ろうとするものであって、これを濫用し、表現の自由その他この条例の規定の適用を受ける者の自由と権利を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第二章 社会環境整備のための規制等

第1節 営業に関する自主規制

(自主規制の規約の設定等)

第十条 次に掲げる者又はその組織する団体は、当該者がその営業に関し、青少年の健全な成長を阻害することのないようにするため遵守すべき基準についての協定又は規約(以下「自主規制の規約等」という。)を締結し、又は設定するよう努めなければならない。

- (一) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
- (二) 興行を主催する者又は興行場を経営する者
- (三) がん具刃物類の販売を業とする者
- (四) 飲食店営業を営む者
- (五) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者(風適法第二条第一項第七号に掲げる営業を営む者を除く。)

(六) 自動車等(道路交通法(昭和三十五年法律第一〇五号)第二条第一項第九号に掲げる自動車及び同項第十号に掲げる原動機付自転車を含む。以下この号において同じ。)の販売、貸付け若しくは整備又は自動車等の部品の販売を業とする者

(七) 設備を設けて客にボウリングを行わせることを業とする者

(八) 個室を設けてカラオケ装置(再生した伴奏音楽等に合わせマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)を設置して客の利用に供することを業とする者

(九) 図書類を閲覧し、若しくは視聴させること又はインターネットを利用することができる端末装置(以下「端末装置」という。)を設置して客の利用に供することを業とする者

(一〇) 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商(以下「古物商」という。)

(一一) 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋(以下「質屋」という。)

2 前項に規定する者(以下「自主規制対象業者」という。)(又はその組織する団体は、自主規制の規約等を締結し、又は設定したときは、速やかに、当該自主規制の規約等の内容その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。その届出に係る事項を変更し、又はその届出に係る自主規制の規約等を廃止したときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による届出があつた場合には、速やかに、その届出事項を公示しなければならない。  
(府の要請)

第十一條 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が自主規制の規約等を締結し、又は設定していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、自主規制の規約等を締結し、又は設定するよう要請することができる。

2 知事は、自主規制対象業者又はその組織する団体が締結し、又は設定した自主規制の規約等が前条第一項の目的に適合していない場合において、青少年の健全な育成上必要があると認めるときは、当該自主規制対象業者又はその組織する団体に対して、当該自主規制の規約等の内容について必要な改善をするよう要請することができる。  
(勧告)

第十二條 知事は、自主規制対象業者が自主規制の規約等を遵守していないと認めるときは、当該自主規制対象業者又はその者が所属している団体に対して、自主規制の規約等を遵守するよう、又はこれを遵守すべきことを指導するよう勧告することができる。

第二節 有害な図書類等の販売等の禁止等

(有害な図書類の指定)

第十三條 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

(一) 青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

(二) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

(三) 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。ただし、その内容が主として読者又は視聴者の性的感情を刺激するものでないと認められるものについてはこの限りでない。

- (一) 書籍、雑誌、コンパクトディスク又はデジタルバーサイルディスク(以下「書籍等」という。)であつて、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為が規則で定めるものを描写し、又は撮影した図画、写真等を掲載し、又は記録するページ(表紙を含む。以下同じ。)等の数が当該書籍等のページ等の総数の十分の一又は合わせて

十ページ以上を占めるもの

(二) ビデオテープ、ビデオディスク、コンパクトディスク又はデジタルバーサイルディスクであつて、全裸若しくは半裸での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為が規則で定めるものを描写した場面が合わせて三分を超えるもの

(三) 図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で、規則で定めるところにより知事が指定するものが審査し、前項各号のいずれかに該当するとして青少年の閲覧、視聴又は聴取を不適当と認めたもの

3 知事は、第一項の規定により指定した図書類が同項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

4 知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しをしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。

5 第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の取消しは、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(有害な図書類の販売等の禁止)

第十四條 図書類の販売、貸付け又は閲覧し、若しくは視聴させることを業とする者(以下「図書類取扱業者」という。)は、前条第一項の規定により指定された図書類及び同条第二項に規定する図書類(以下「有害な図書類」という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換して販売し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

2 何人も、有害な図書類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、若しくは青少年の物品と交換し、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように努めなければならない。

(有害な図書類に対する勧告及び命令等)

第十五條 図書類取扱業者は、規則で定める方法により、有害な図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視できる場所に陳列しなければならない。

2 知事は、図書類取扱業者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該業者又は当該有害な図書類を管理する者に対し、期限を定めて、当該有害な図書類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(有害ながん具刃物類の指定)

第十六條 知事は、がん具刃物類の構造又は機能が人の身体に危害を及ぼすものであると認めるときは、当該がん具刃物を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具刃物類とする。

(一) 性器を露骨に表現し、又は容易に連想させる形状のがん具刃物類

(二) 専ら自慰行為又は性行為のために用いることが明らかであるがん具刃物類

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、規則で定める事項を公示しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(有害がん具刃物類の販売等の禁止)

第十七条 がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第一項の規定により指定されたがん具刃物類及び同条第二項に規定するがん具刃物類(以下、有害がん具刃物類)という。)を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換してはならない。

2 何人も、有害がん具刃物類を、青少年を相手として販売し、貸し付け、頒布し、贈与し、又は青少年の物品と交換しないように努めなければならない。

(有害がん具刃物類に対する勧告及び命令等)

第十八条 がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具刃物類(第十六条第二項に規定するものに限る。)を、青少年を自由に出入りさせないための間仕切り等により仕切り、かつ、内部を容易に見通すことができない場所に陳列しなければならない。

2 知事は、がん具刃物類の販売又は貸付けを業とする者が前項の規定による陳列をしていないと認めるときは、当該者又は当該がん具刃物類を管理する者に対し、期限を定めて、当該がん具刃物類の陳列場所又は陳列方法の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(図書類等の自動販売機等による販売又は貸付けの届出等)

第十九条 図書類又はがん具刃物類(以下、図書類等)という。)の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機又は自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売又は貸付けの操作ができるものを含む。)以下、自動販売機等)という。)により図書類等の販売又は貸付けを行おうとするとき(自己の経営する店舗の店頭又は法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等を設置し、図書類等の販売又は貸付けを行おうとするときを除く。)は、あらかじめ当該自動販売機等を管理する者(以下、自動販売機等

管理者)という。)に、当該自動販売機等の設置その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る販売又は貸付けをやめたときも、同様とする。

2 前項の規定による届出を行った者は、知事が交付する表示票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けなければならない。この場合において、当該届出を行った者と当該届出に係る自動販売機等の所有者とが異なるときは、その所有者は、表示票のはり付けを拒んではならない。

(自動販売機等への有害図書類等の収納の禁止)

第二十条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、有害図書類又は有害がん具刃物類(以下、有害図書類等)という。)を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類等の販売又は貸付けを業とする者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納した図書類等が有害図書類等に該当することとなったときは、直ちに当該有害図書類等を撤去しなければならない。

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する自動販売機等については、適用しない。

(一) 法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されているもの

(二) 規則で定める方法により設置されているもので、青少年が購入又は借入れをすることができないもの

4 知事は、第一項又は第二項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類等を収納している者又はこれらを撤去しない者に対し、期限を定めて、当該有害図書類等の撤去を命ずることができる。

(設置場所に係る努力義務)

第二十一条 図書類等の販売又は貸付けを業とする者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内においては、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

第三節 有害広告物に対する措置命令

第二十二條 知事は、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えるような方法で表示された広告物が第十三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又はこれを管理する者に対し、期限を定めて、当該広告物の内容の変更その他必要な措置をとることを命ずることができる。

第四節 古物の買受け等の禁止

(古物の買受け及び物品の買受け等の禁止)

第二十三條 古物商は、青少年から古物(青少年が着用した下着(青少年がこれに該当すると告げたものを含む。)以下、着用済

み下着)という。)を除く。)を買受け、若しくは交換し、又は青少年から古物の売却若しくは交換の委託を受けてはならない。

2 質屋は、青少年から物品(着用済み下着を除く。)を質に取って、金銭を貸し付けてはならない。

3 古物商又は質屋は、古物の売却等又は物品の質置き等を申し出た者について、身分証明書等の提示を求める等の方法により青少年でないことを確認しなければならない。ただし、当該申出を行った者が明らかに青少年でないこと認められる場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、当該青少年が保護者と同伴する場合又は保護者の委託を受け、若しくはその承諾を得ていると認められる場合は、適用しない。

第五節 夜間立入り制限等

(夜間営業を行う施設への立入り制限等)

第二十四條 第十条第五号及び第七号から第九号までに掲げる者(同条第五号に掲げる者にあつては、風適法第二条第一項第八号に掲げる営業を営む者を除く。以下この条において同じ。)は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に、青少年を当該施設に立ち入らせてはならない。

(一) 十六歳未満の者 午後七時(保護者が同伴する場合その他規則で定める場合)にあつては、午後十時)から翌日の午前五時

時まで

(二) 十六歳以上十八歳未満の者 午後十時から翌日の午前五時

時まで

2 第十条第五号及び第七号から第九号までに掲げる者は、前項各号のいずれかに定める時間に営業を営むときは、当該施設の入口等人の見やすい場所に、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間における青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

3 第一項各号のいずれかに定める時間に営業を営む者(第十条第五号及び第七号から第九号までに掲げる者を除く。)は、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間において、当該営業に係る施設内又は敷地内にある青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(保護者の努力義務)

第二十五條 保護者は、通勤又は通学その他正当な理由がある場合を除き、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に青少年を外出させないように努めなければならない。

(一) 十六歳未満の者 午後八時から翌日の午前四時まで

(二) 十六歳以上十八歳未満の者 午後十一時から翌日の午前四時まで

第六節 出会い喫茶等営業の規制

(出会い喫茶等営業の届出)

第二十六條 出会い喫茶等営業を行う者は、当該営業を行う前に、当該営業に係る施設内又は敷地内にある青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

第二十六条 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の十日前までに、営業所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(二) 営業所の名称及び所在地
(三) 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項(同項第二号に掲げる事項にあっては、営業所の名称に限る。)に変更があったとき、又は当該出会い喫茶等営業を廃止したときは、その変更があった日又は廃止をした日から十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(出会い喫茶等営業の禁止区域)

第二十七条 出会い喫茶等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内並びに都市計画法(昭和四十三年法律第一〇〇号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(第三十条第二項及び第三十一条第二項においてこれらを「営業禁止区域」という。)においては、これを営んではならない。

- (一) 学校教育法第一条に規定する学校(大学を除く。)、同法第一二四条に規定する専修学校(同法第一二五条第一項に規定する高等課程を置くものに限る。)、又は同法第一三四条第一項に規定する各種学校
(二) 児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設
(三) 図書館法(昭和二十五年法律第一一八号)第二条第一項に規定する図書館
(四) 前三号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 前項の規定は、同項の規定の適用の際現に前条第一項の規定による届出をして出会い喫茶等営業を営んでいる者の当該出会い喫茶等営業については、適用しない。

(禁止行為)

- 第二十八条 出会い喫茶等営業を営む者(以下「営業者」という。)は、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。
(一) 営業所に客として立ち入らせること。
(二) 出会い喫茶等営業の客となるように指示し、又は勧誘すること。
(三) 出会い喫茶等営業の客に接する業務、出会い喫茶等営業の客となるように勧誘する業務又は出会い喫茶等営業に関する文

書、図画その他の物品(次号において「宣伝文書等」という。)を頒布する業務に従事させること。
(四) 宣伝文書等を頒布すること。
(五) 青少年の立入禁止の掲示
第二十九条 営業者は、その営業所の入口に、青少年の立入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

(広告及び宣伝の規制)
第三十条 営業者は、出会い喫茶等営業に関する広告又は宣伝を行うに当たっては、青少年の営業所への立入りを禁止する旨を明らかにしなければならない。
2 営業者は、営業禁止区域内において、次に掲げる広告物を除き、営業所の名称、所在地又は電話番号に係る広告物を表示してはならない。

- (一) 第二十七条第二項の規定する者の当該営業所において自己の営業に関し表示する広告物
(二) 法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所において表示する広告物、道路その他公衆の通行の用に供する場所から見えない方法で表示するもの
3 知事は、営業者が前項の規定に違反したときは、当該営業者又は同項の規定に違反して表示されている広告物を管理する者に対し、期限を定めて、除去、移転その他当該違反行為を是正するために必要な措置を執ることを命ずることができる。

(出会い喫茶等営業の停止等)
第三十一条 知事は、営業者又はその代理人、使用人その他の従業者(第五十四条において「代理人等」という。)が当該出会い喫茶等営業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該営業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
(一) この条例に規定する罪(第四十八条(第二十七条第一項に係る部分に限る。))の罪を除く。に当たる違法な行為をした場合
(二) 刑法(明治四十年法律第四十五号)第一百七四条、第一百七五条又は第一八二条の罪に当たる違反行為をした場合
(三) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六条第一項又は第六十一条第一項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第二項の規定により適用される場合を含む。))の規定に違反した場合
(四) 職業安定法(昭和二十二年法律第一四一号)第六十三条第二号の罪に当たる違法な行為をした場合
(五) 児童福祉法第三十四条第一項第六号、第七号(同項第六号に掲げる行為をそのおそれのある者に係る部分に限る。)、又は第九号の規定に違反した場合

(六) 売春防止法(昭和三十一年法律第一一八号)第二章に規定する罪に当たる違法な行為をした場合
(七) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までに規定する罪に当たる違法な行為をした場合

知事は、前項の場合において、当該営業者が営業禁止区域内において出会い喫茶等営業を営む者であるときは、その者に對し、前項の規定による停止命令に代えて、当該営業禁止区域内において営む出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができる。
2 (従業者名簿)
第三十二条 営業者は、営業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の氏名、住所、生年月日その他規則で定める事項を記載しなければならない。

第七節 インターネット利用環境の整備
第三十三条 端末装置を青少年に利用させるために設置する施設の管理者その他端末装置を公衆の利用に供する者は、当該端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することという。以下同じ。))の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある情報(以下「有害情報」という。)の視聴を防止するよう努めなければならない。
2 端末装置の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信業務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。))は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、視聴し、又は聴取することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 保護者は、端末装置を青少年に利用させるに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報の視聴を防止するよう努めなければならない。
4 保護者は、自らがインターネット上の情報の特質について理解し、青少年が有効にインターネットを利用するために、有害情報についての適切な判断能力を発達段階に応じて身に付けさせるよう努めなければならない。
(助言及び周知)

第三十四条 府は、前条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき取組についての必要な助言を行い、並びに同条第一項及び第三項に規定する方法の周知に努めるものとする。

第三章 青少年の健全な成長を阻害する行為の禁止

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第三十五条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(一) 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(二) 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(三) 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(四) 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第三十六条 何人も、青少年から着用済み下着を買受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

(夜間の連れ出し等の禁止)

第三十七条 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、第二十五条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める時間に当該青少年をその住所若しくは居所から連れ出し、又はその住所若しくは居所以外の場所に同伴し、若しくはとどめてはならない。

(青少年への勧誘行為の禁止)

第三十八条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

(一) 着用済み下着を売却するように勧誘すること。

(二) 接待飲食等営業(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。次号において同じ。)(又は性風俗関連特殊営業(同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)(において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(三) 接待飲食等営業のうち、風適法第二条第一項第二号に該当する営業の客となるように勧誘すること。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第三十九条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は周旋してはならない。

(一) 第三十五条各号に掲げる行為  
(二) 青少年から着用済み下着を買受け、若しくはその売却の委託を受け、又はその売却の相手方を青少年に紹介する行為  
(三) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二五二号)第二条第一項に規定する覚せい剤の使用(同法第十九条各号に掲げる場合の使用を除く。)  
(四) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二六一号)第三十二条の二に規定する物をみだりに摂取させ、若しくは摂取し、又は吸入させ、若しくは吸入する行為

第四章 雑則

(審議会への諮問等)

第四十条 知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ大阪府青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第八号に掲げる事項について、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(一) 第十二条第二項の規定による府の要請

(二) 第十三条第一項に規定する規則で定める基準の設定

(三) 第十三条第一項の規定による指定又は同条第三項の規定による指定の取消し

(四) 第十三条第二項に規定する規則で定めるもの設定

(五) 第十三条第二項第三号の規定による指定又はその取消し

(六) 第十六条第一項の規定による指定

(七) 第三十二条の規定による命令

(八) 第三十一条の規定による命令

2 審議会は、前項の規定による諮問に応じて答申するほか、前項各号に掲げる事項に関し知事に意見を述べることができる。  
3 知事は、第一項ただし書の規定により審議会に諮問をせず、第十三条第一項の規定による指定若しくは同条第三項の規定による指定の取消し、第十六条第一項の規定による指定又は第三十一条の規定による命令をしたときは、速やかに審議会に報告しなければならない。

(指定の要請)

第四十一条 何人も、第十三条第一項の規定による指定をすることが適当と認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(青少年健全育成団体等への協力要請)

第四十二条 知事は、次に掲げる事項について、青少年の健全な育成に関する活動を行う者及び団体に協力を求めることができる。

(一) この条例に規定する事項についての普及及び啓発

(二) 第十五条第一項の規定による規制その他のこの条例の規定による規制に関する調査の実施

(立入調査等)

第四十三条 知事は、第十二条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十四條第一項若しくは第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条又は第三十六条の規定の実施に必要な限度において、規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

2 公安委員会は、第十四条第一項、第十五条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三條第一項から第三項まで、第二十四條第一項若しくは第二項、第二十七條から第二十九條まで、第三十条第一項若しくは第二項、第三十二条又は第三十六条の規定の実施に必要な限度において、公安委員会規則で定める者に、営業時間内に限り、これらの規定に係る営業の場所に立ち入り、営業の状況を調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料の提出を求めさせることができる。

3 前二項の規定により立入調査をする者は、第一項の規則で定める者は規則で、前項の公安委員会規則で定める者は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 前項に規定する者は、関係者の正常な営業を妨げてはならない。

(公表)

第四十四条 知事は、第十五条第三項、第十八条第三項又は第二十条第四項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及びその命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(規則への委任)

第四十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第四十六条 第三十五条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第三十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第二十七條第一項又は第二十八條第一号から第三号までの規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第三十九條第一号、第三号又は第四号の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十四条第一項、第十七条第一項、第二十条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十八条第四号、第三十六条から第三十八条まで又は第三十九条第二号の規定に違反した者
- (二) 第十五条第三項、第十八条第三項、第二十条第四項、第二十二條又は第三十条第三項の規定による命令に違反した者
- 第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第二十四条第二項、第二十九条又は第三十条第一項の規定に違反した者
- (二) 第二十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (三) 第三十二条の規定に違反して、従業員名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- (四) 第四十三条第一項又は第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の資料の提供を拒み、若しくは虚偽の資料を提供した者(第十二条の規定の実施に関する者を除く。)
- 第五十二条 第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、料料に処する。
- 第五十三条 第二十八号第一号から第三号まで、第三十五条、第三十八号第二号若しくは第三号又は第三十九号第一号、第三号若しくは第四号の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第四十六条、第四十八号、第四十九号又は第五十条第一号の規定による処罰を免れることができる。ただし、過失のないときは、この限りでない。
- 第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から第五十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は料料刑を科する。
- 第五十五条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。ただし、青少年が営む営業に関する罰則の適用については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年十一月一日から施行する。ただし、第二十条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び附則第四項の規定は、同年五月一日から施行する。

(大阪府青少年保護条例の廃止)

2 大阪府青少年保護条例(昭和三十一年大阪府条例第四十九号)

は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第三十条第一項の規定は、図書類の販売を業とする者がこの条例の施行の際現に自動販売機により図書類を販売している場合についても、適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和六十年一月三十一日までに」とする。(附属機関に関する条例の一部改正)
- 4 附属機関に関する条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

大阪府青少年健全育成審議会	大阪府青少年健全育成条例(昭和五十九年大阪府条例第四号)第二十条第一項各号に掲げる事項についての調査審議に関する事務
---------------	--

附則(昭和五十九年十二月二十二日大阪府条例第五十七号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附則(平成三年十二月二十日大阪府条例第四十二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第十六条第一項の規定は、図書類の販売を業とする者がこの条例の施行の際現に自動販売機により図書類を販売している場合についても、適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成四年六月三十日までに」とする。
- 3 新条例第二十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、知事は、この条例の施行前においても大阪府青少年健全育成審議会に諮問することができる。
- 4 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条中第一号の表大阪府消費生活苦情審査会の項中「第十八条第一項」を、「第二十二号第一項」に、「第十九条」を、「第二十三号」に改め、同表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第二十条第一項各号」を、「第二十五号第一項各号」に改める。

附則(平成十二年三月三十一日大阪府条例第五十四号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動販売機によりコンパクトディスク、デジタルバーサイルディスクその他これらに類するものを販売している者に関する大阪府青少年健全育成条例第十六条第一項前段の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十二年九月三十日までに」とする。

附則(平成十五年三月二十五日大阪府条例第十八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に自動貸出機により図書類を貸し付けている者に関する改正後の大阪府青少年健全育成条例第十六条第一項前段の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十五年九月三十日までに」とする。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第二十五号第一項各号」を、「第二十七号第一項各号」に改める。

附則(平成十六年三月三十日大阪府条例第二十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成十七年十月二十八日大阪府条例第一〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、次項及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)第十三条第二項第三号の規定による指定については、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に自動販売機等によりがん具類の販売又は貸付けを行っている者に関する新条例第十九条第一項前段の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十八年四月三十日までに」とする。
- 4 この条例の施行の際現に新条例第十六条第二項に規定する有害がん具類が自動販売機等に収納されているときにおいては、これを新条例第二十条第二項に規定する有害図書類等に該当することとなったときとみなして、同項の規定を適用する。

新条例第三十三条第一項第五号に掲げる事項については、知

事、この条例の施行前においても大阪府青少年健全育成審議

会に諮問することができる。  
6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条第一号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第三十三條第一項各号」を「第四十條第一項各号」に改める。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

7 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号の表大阪府青少年健全育成審議会の項中「第二十七條第一項各号」を「第三十三條第一項各号」に改める。

附則(平成十九年十一月二十六日大阪府条例第九十二号)この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成二十年十二月二十四日大阪府条例第八十五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年二月二十三日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

(がん具類に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の大阪府青少年健全育成条例の規定に基づきなされた同条例第三條第四号に規定するがん具類に係る処分、手続その他の行為がこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の大阪府青少年健全育成条例(以下「新条例」という。)の規定に基づきなされた新条例第三條第四号に規定するがん具刃物類に係る処分、手続その他の行為とみなす。

(出会い喫茶等営業に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に新条例第三條第七号に規定する出会い喫茶等営業(以下「出会い喫茶等営業」という。)を営んでいる者に関する新条例第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の十日前」とあるのは、「平成二十一年三月二十三日」とする。

4 前項に規定する者で平成二十一年三月二十三日までに新条例第二十六條第一項の規定による届出をしたものの当該出会い喫茶等営業については、新条例第二十七條第一項の規定は、適用しない。

5 前項に規定する者の出会い喫茶等営業については、施行日から当該届出の日までの間は、新条例第二十七條第一項の規定は、適用しない。

(広告物に関する経過措置)

6 附則第四項に規定する者に対する新条例第三十條第二項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七條第二項」とあるのは、「大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成二十年大阪府条例第八十五号)附則第四項」とする。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

7 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。